

防衛装備庁岐阜試験場が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁岐阜試験場
副場長 橋本 慎一

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、分任支出負担行為担当官防衛装備庁岐阜試験場副場長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究委託を除き、自体研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自体研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去 2 カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備当を有する者ができる者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料（随意契約による理由 イを除く。）
- 4 体制等を証明する資料（随意契約による理由 イを除く。）
- 5 下請（予定）企業一覧表（上記2～4項を満たしていること。（随意契約による理由 イを除く。））

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
4-1	試験計測用航空機用エンジン部品の調達	イ	令和6年12月10日	試験計測用航空機に搭載しているサフラン・ヘリコプター・エンジンズ式アリエル2E型のための部品調達に必要なライセンスがフランス サフラン・ヘリコプター・エンジンズから認められていること又は認められる見込みが証明できること。	防衛装備庁 岐阜試験場 業務班 058(382)1101 内線：5512
4-2	A S M－3（改）の性能確認試験（C F T試験）のための技術支援	カ	令和6年12月26日	A S M－3（改）（その3）（1）の試作のうち誘導制御装置I型の機能・性能並びに飛行試験に係る知識及び技術を有していることを証明できること。	防衛装備庁 岐阜試験場 業務班 058(382)1101 内線：5512